平成２７年（フ）第９５号
大阪市浪速区塩草３丁目９番19号
破産者　株式会社フェニックス
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１９号
京都市中京区壬生馬場町１番地７
破産者　有限会社北山教育センター
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４７０号
兵庫県尼崎市口田中２丁目１番２号
破産者　株式会社あまきゅう
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２９２号
兵庫県姫路市十二所前町11番地サンワビル４ＦＡ号室
破産者　有限会社姫路ソフトワークス
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２６１号
札幌市豊平区福住２条１丁目５番20―308号
破産者　中野　　均
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０８号
仙台市青葉区北山１丁目20番32号
破産者　藤原　大輔
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１３０号
山形市大字切畑1001番地、開始決定時の住所山形県天童市大字荒谷393番地の52
破産者　中村　清司
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９３号
山形県天童市久野本２丁目３番36号　レオパレスクノモト102号、開始決定時の住所山形県東根市一本木１丁目２番15号　レオパレスさくらんぼ102
破産者　渋谷　広樹
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１２号
山形市東山形２丁目10番45号
破産者　會田　　騰
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３号
山形市北山形１丁目３番19号　Ｅ棟、開始決定時の住所山形県東村山郡山辺町大字山辺2732番地24
破産者　長谷川健一
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７２８号
横浜市磯子区上中里町1028番地　37棟3736号
破産者　物袋　朱実
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９８３号
名古屋市昭和区川名町３丁目13番地の１アーバン18―105号
破産者　中前　秀光
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８６３号
愛知県春日井市石尾台６丁目17番10　タチバナＭ棟102号、住民票上の住所愛知県春日井市石尾台２丁目７番地11
破産者　渡部　　健
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０３２号
名古屋市天白区土原３丁目1206番地　Ａ号
破産者　西本　敏明
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２７６号
愛知県清須市西枇杷島町片町73番地６、従前の住所名古屋市熱田区西郊通５丁目19番地みくにハイツ501号
破産者　大石　宣人
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０８１号
大阪市住吉区千躰１丁目４番18　カツタビルディング１号館505号、開始決定時の住所大阪市住吉区南住吉２丁目17番19号
破産者　濱田商店ことよつみこと　濱田　和夫
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３３５号
大阪府八尾市曙町４丁目49番地の８
破産者　兼松　宏次
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０９１号
大阪市平野区加美東４―16―２―301、開始決定時の住所大阪府八尾市安中町３丁目２番58―711号
破産者　小湊　孝之
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部